

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 6
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	11の2 - 1		
許認可等	漁業協同組合の資源管理規程の認可、変更の認可				
(根拠規定)					
<p>水産業協同組合法第11条の2第1項</p> <p>前条第1項第1号の事業を行う組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>					
(許認可等の基準)					
<p>漁業協同組合等の資源管理規程の認可及び変更の認可について(平成12年4月3日伺定め:水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について(平成5年10月15日水漁第3322号農林水産事務次官通知)及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の運用について(平成5年10月15日水漁3323号水産庁長官通知)に準拠)</p> <p>【水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について(平成5年10月15日水漁第3322号農林水産事務次官通知)関係】</p> <p>ア 資源管理規程の内容</p> <p>(ア)資源管理規程は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類 水産資源の管理の方法 資源管理規程の有効期間 資源管理規程に違反した組合員に対する過怠金に関する事項 資源管理規程を変更し、又は廃止する場合の手續 その他必要な事項 <p>を内容とするものであり、資源管理規程には、これらの事項のすべてが記載されていることが必要である。(法第15条の2第2項(法第92条第1項で準用する場合を含む。)、改正後の水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号。以下「新規則」という。)第1条の2)</p> <p>(イ)資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第12条の2第2項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものでなければならない。(法第92条第1項で準用する場合を含む。))</p> <p>イ 資源管理規程の性質</p> <p>従来から、漁協等の中には、水産資源の管理のため、水産動植物の採捕の規制について、漁協等内部の申合せを行っているところであるが、資源管理規程は、このような資源管理への自主的な取組を促進するものであり、水産資源の状況を把握し、その回復・増大を図るために漁協等が自主的に行う水産動植物の採捕の規制についての取決めである。</p> <p>また、資源管理規程制度は、漁業協同組合の広域合併の進展に対応した合理的な資源管理を可能とするものであり、資源管理協定等と併せて、資源管理型漁業の推進に資することとなるものである。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

なお、資源管理規程は、一定の水面において同一の水産資源を利用する組合員が水産資源の管理を適切に行うための組合内部の自主的な取決めであり、組合員以外の漁業者等を当該水面から排除するための取決めではない。

ウ 関係組合員の書面同意

資源管理規程の認可を受けようとする場合には、総会の議決(法第48条第1項第2号)の前に、当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意を要することとされた。(法第15条の2第3項(法第92条第1項で準用する場合を含む。))

エ 資源管理規程の認可

(ア) 認可基準

行政庁は、資源管理規程の内容が、法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないときは、認可するものとされている。(新規則第1条の4第1項)

その他関係法令には、漁業法、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、都道府県漁業調整規則等、法律、政令、省令、条例又は規則を問わず、関係する法令のすべてが含まれる。

(イ) 認可の効果等

資源管理規程の認可を受けた場合には、資源管理規程に違反した組合員に対する過怠金については、定款の定め(法第23条)によらず課することができるという効果が生ずる(法第15条の2第5項第1項(法第92条第1項で準用する場合を含む。))

なお、資源管理規程は、あくまでも漁協等内部の組合員が遵守すべき事項を自主的に定めたものであり、行政庁の認可を受けたからといって、その遵守を行政庁が担保するものではない。

(ウ) 認可の取消

認可を受けた資源管理規程が、(ア)の認可基準に該当しないと認められるに至った場合には、行政庁は認可を取り消すことができるとされた(新規則第1条の4第2項)

(エ) 資源管理規程の廃止

資源管理規程を廃止した場合には、当該廃止が資源管理規程に定める廃止の手續に従って行われたことを証する書面を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとされた(新規則第1条の4第3項)

(オ) その他

a 総会の議決と関係組合員の書面同意の要件を満たしていても、組合員数が少ない漁業種類の漁業者にとって不利な内容のものであること等その内容が不適切なものとならないこと。

b 資源管理規程は、組合員が「漁業を営むに当たって」遵守すべき事項に関する規程であるから、組合員となっている遊漁船業者であっても資源管理規程の対象とはならない。しかしながら、資源管理規程で定めた事項は当該遊漁船業者もできるだけこれに従うことが望ましいこと

c 資源管理規程制度、資源管理協定制度及び漁場利用協定制度は、いずれも一定の水面における水産動植物の採捕の自主的な規制を行うものであり、これらがあいまって適切な漁場利用秩序が形成されるものであること。

d 資源管理規程制度の適正な運営の推進と併せて、密漁防止対策を強化し、資源管理のための遊漁者の一層の協調を得るため、水産資源の管理の重要性に関する啓蒙活動を行うなど更に努力すること。

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

【水産業協同組合法の一部を改正する法律の運用について(平成5年10月15日水漁3323号水産庁長官通知)関係】

第1 資源管理規程制度

1 資源管理規程の内容

(1) 対象となる水面の区域

資源管理規程の対象となる水面の区域は、組合員が対象となる水産資源を通常採捕している区域であることが必要である。したがって、管理の対象となる水面の区域は、水産資源の分布域又は産卵場・幼稚仔の生育場とほぼ重なる場合もあり、また、通常採捕されている水面の区域の一部の場合もあるなど水産資源の生物学的特性、利用の方法等により異なる。

(2) 対象となる水産資源

資源管理の対象となる水産資源は、漁獲量が以前と比較して減少若しくは減少傾向にある水産資源又は当該漁協等、隣接漁協等が種苗の放流等を行っている水産資源が適当である。

(3) 対象となる漁業の種類

資源管理を適切かつ有効に実施するためには、対象となる水面の区域において対象となる水産資源の漁獲努力量が相対的に大きい漁業の種類すべてが対象になっていることが必要である。したがって、漁業権漁業、知事等許可・認可・承認漁業に限らずいわゆる自由漁業であっても、漁獲努力量が相対的に大きいものは対象とする必要がある。

なお、資源管理規程は「水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行う」ために制定されるものであるため、水産動植物の採捕でない養殖は、資源管理規程の対象とならない。

ただし、第三種区画漁業については、実態上第一種共同漁業と相違ない場合には、資源管理規程の対象として差し支えない。

また、漁業権漁業のみを対象とする場合は、漁業権行使規則で対応が可能であると考えられるので資源管理規程を定める必要はない。

(4) 水産資源の管理の方法

水産資源の管理は、網目規制等の漁具、漁法の制限、禁止期間の設定、操業区域の制限、禁止区域の設定、体長制限その他対象漁業の種類及び地域の実情に応じた方法により行うものとする。

なお、資源管理は、資源の利用の合理化に資するために行うものであり、需給・価格の調整を図るために行うものではない。このため、漁獲量の制限、漁船の隻数の縮減等需給又は価格の調整に結びつくおそれのある方法は用いないこととする。

また、資源管理の方法には、プイ、漁網、魚礁等の施設の設備は含まれない。

(5) 資源管理規程の有効期間

資源管理はある程度の期間継続して行わなければ効果は現れないので、漁況、海況等の変化を考慮しても、少なくとも3年から5年間を有効期間とすることが適当である。

(6) 過剰金の賦課

過剰金については、その金額等を毎年の総会の議決に委ねることは、資源管理規程が関係組合員の3分の2以上の同意を要することとなっている趣旨から適当ではないので、資源管理規程において定めること。

2 資源管理規程と資源管理協定、漁業権行使規則又は入漁権行使規則との関係

(1) 資源管理協定は、水産資源の自主的な管理を図るという目的は共通するものの、資源管

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

理協定が漁協を含む複数の漁業者団体等の中で締結されるものであるのに対し、資源管理規程は漁協等内部の申合せであるという点で異なっている。

(2) また、漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、漁業法に基づき漁協等が管理する漁業権又は入漁権に基づき、組合員が当該漁業権又は入漁権の内容となっている漁業を営むことに関して漁協等が定める規則であり、その内容は漁業権又は入漁権を行使する者の資格及び漁業の方法その他遵守すべき事項を定めることとされている。これに対して、資源管理規程は、漁協等による水産資源の自主的な管理を図るための制度であり、漁業法に基づく公的な規制措置ではないこと、水産資源の管理を目的とすること、漁業権漁業に限らず、組合員の営むすべての漁業が対象となることという点において、漁業権行使規則とは異なる。

(3) 資源管理規程は、これらの資源管理協定、漁業権行使規則又は入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらの協定等に従った内容のものでなければならないこととなっており、例えば、漁業権行使規則により規制されている事項について、その規制の内容を緩和するような内容のものはこれに従った内容のものとはいえない。

なお、これらの協定等が存する場合とは、設定しようとする資源管理規程の対象となる水面の区域の全部又は一部の水面において、漁業者団体等又は当該組合によって協定等が締結又は設定されている場合をいう。従って、当該組合が協定等を締結又は設定していなくても、漁業者団体等が当該資源管理規程の対象となる水面の区域の全部又は一部の水面において協定等を締結又は設定している場合は、当該協定等の内容に従わなければならない。

また、既に設定されている資源管理規程の水面の区域を含む水面において、新たに、協定等が締結又は設定された場合において、当該協定等の内容が当該資源管理規程の内容より規制が強化される場合にあつては、当該協定等の内容に従うために資源管理規程の変更等の手続が必要となる。

(4) 資源管理の効果をも十分に発揮させるためには、隣接漁協等が締結又は設定している協定等との整合性を図ることも重要である。このため、資源管理規程の設定に当たっては、隣接漁協等における協定等の内容について、十分検討すること。

3 遊漁者と資源管理規程

漁協等は、従来から、水産資源の保護培養のために、種苗の放流や漁場の整備など積極的な増殖行為を行ってきたことに加え、今後は、資源管理規程を定め、組合員の行う漁業についての自主規制を行うこととなったが、このような努力が遊漁者にも理解され、その協力の下に資源管理を進めていくことが重要である。

このためには、漁業者側の活動を遊漁者にも十分認識してもらうことが必要であるので、市町村の広報等による遊漁者に対する協力要請を推進するとともに、漁協等においても遊漁者の理解を求める取組を促進すること。

4 資源管理規程の認可等

(1) 認可又は変更の認可の申請

認可の申請に当たっては、申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

資源管理規程

資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

関係組合員の同意を得たことを証する書面

資源管理規程が、資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合にあっては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

資源管理規程の変更の場合にあっては、資源管理規程に記載された資源管理規程を変更し、又は廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書面

その他行政庁が必要と認める事項を記載した書面

(2) 認可の基準

「関係法令に違反するものでないこと」で、特に注意を要するものは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)との関係であり、漁獲量の制限、漁船の隻数の縮減等需給又は価格の調整に結びつくおそれのある方法は、同法に違反するおそれがあるので、認可することは適当ではない。

また、行政指導や海区漁業調整委員会の指示に違反する場合は、関係法令に違反するものとはいえないが、認可することは受当ではないので、これらに違反することのないようにすること。

(3) 資源管理規程の認可の取消

資源管理規程が認可の基準に該当しないと認められるときは、行政庁は、認可を取り消すことができる。認可の取消は、資源管理規程が認可の基準に該当しなくなったときに直ちに行うものではなく、基準に適合するよう指導を行ってもなお該当しない場合に行うものとする。

(4) 資源管理規程の変更又は廃止

資源管理規程の変更又は廃止については、その手續を資源管理規程に記載しなければならないこととされているが、この場合の手續は、例えば、変更又は廃止する場合には、関係組合員の同意を得る前に学識経験者等の意見を聞くものとする旨の規定などが考えられる。

これらの手續を経た上で、認可時と同様の手續により変更の認可を受けるものとされており、この場合の変更の認可の基準は、当初の認可の基準と同様である。

また、資源管理規程を廃止するときは、資源管理規程に記載された廃止の手續によって行われたことを証する書面を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 資源管理規程例について

資源管理規程の具体的な例については、資源管理規程例を参照すること。

資源管理規程の内容は、疑義が生じないように、正確に定める必要がある。特に漁業種類ごとに規制の内容が異なる場合には、正確を期すこと。

6 その他

改正法により新たに漁協等の事業として位置付けられた「水産資源の管理に関する事業」は、何ら施設の整備を伴うものではなく、また、組合員以外の者の行う各種の海洋における活動(海洋レクリエーション活動を含む。)に何ら制約を及ぼすものではないこと。

資源管理規程は、漁協等内部の規定であって、組合員又は所属員以外の者に対しては何ら制約を及ぼさないものであること。

資源管理規程の制定によって、漁業に関する新たな権利が生ずるものではなく、また、港湾法その他の法律による諸規制、事業の実施、海洋レクリエーション活動の振興その他の漁業以外の水面の利用を妨げるものではないこと。

資源管理規程に認可を受けることによって、従来からの漁業を営む権利等のほか、新たな財産上の価値、評価を漁協等に所属させるものではないこと。

(その他)